

議事(1)

高齢者バスタクシー利用助成券について

(裾野市地域公共交通活性化協議会)

高齢者に路線バス及びタクシーを利用する際の助成券を交付することにより、高齢者の生活圏の拡大及び社会参加の促進並びに路線バス及びタクシーの利用者の増加を図ることを目的としている。

高齢者バスタクシー利用助成券は、公共交通を利用する機会を多くしてもらうために1回あたりの利用枚数の制限を設けている。しかしながら、利用枚数の制限に対しては、実際の利用者から「1回に200円分では少なすぎる」等の上限変更の要望が多くあがってきている。

また、令和6年6月の市議会定例会で、市民の代表である市議会議員からも同様の質問がなされている。

以上のことから、利用者の利便性向上のため、高齢者バスタクシー利用助成券を1度に使える枚数制限を撤廃する。

1. 現状

- ・ 助成対象者は、市内在住の70歳以上の方。
- ・ 助成の額は、年間100円券×20枚分(2,000円)のバス、タクシー利用助成券。
- ・ 1回の乗車につき2枚(200円)までしか使用できない。

2. 協議内容

- ・ 1回あたりの利用上限200円を撤廃(1度に最大2,000円まで利用可能)。
- ・ 令和7年1月から適用予定。

3. スケジュール(仮)

- ・ 10月31日 裾野市地域公共交通活性化協議会
- ・ 11月 裾野市高齢者バス・タクシー利用助成事業実施要綱の改正。
- ・ 11~12月 事業者への周知。利用者への広報。
- ・ 令和7年1月1日 適用開始。

4. その他

- ・ 1回の乗車にかかる上限の変更のみで、1人あたり年間20枚の変更は無。